



総務省

無線局の免許等関連手続の電子申請義務化に係る省令改正案

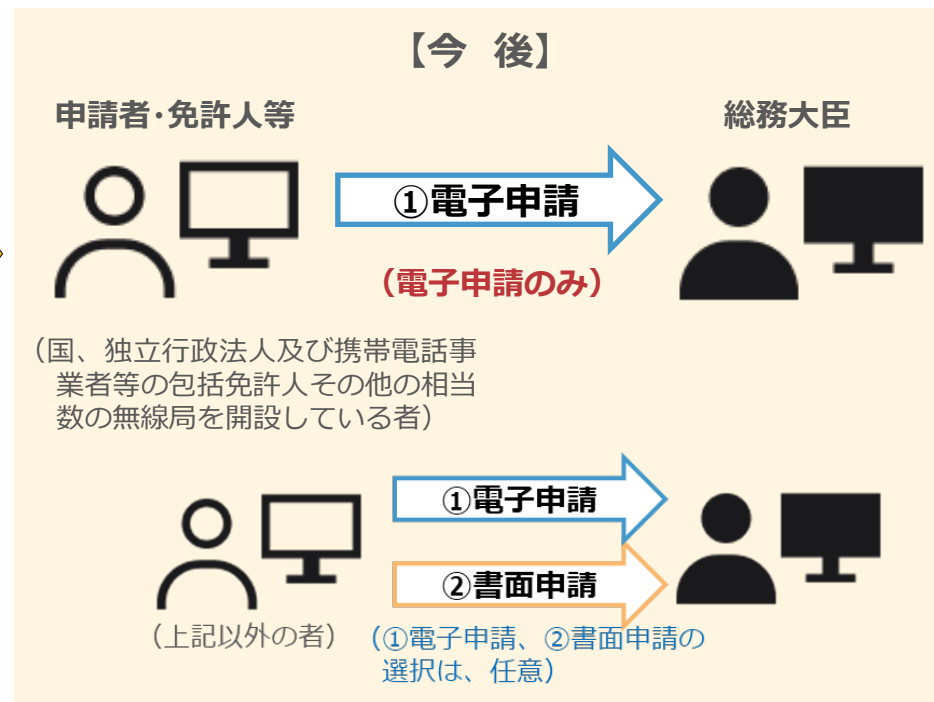
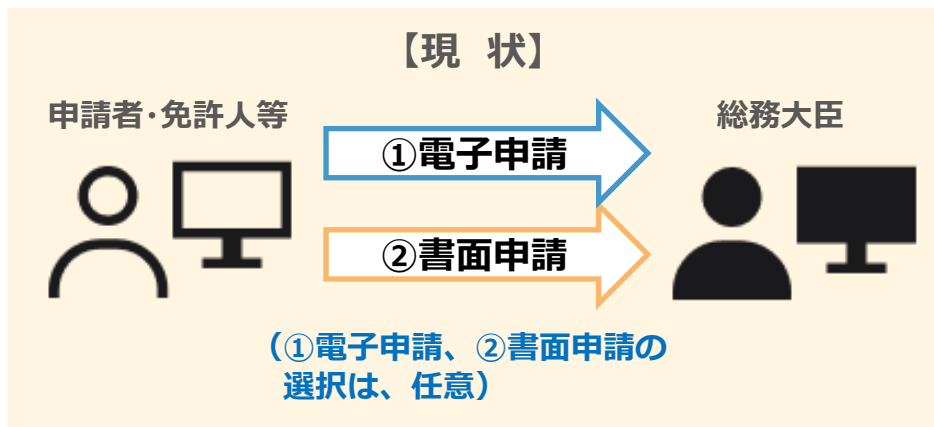
(概要)

令和 7 年 1 0 月
総務省総合通信基盤局

1. 背景及び改正法の概要等

- 政府全体として「デジタルファースト原則」を推進しており、「電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和7年法律第27号。以下「改正法」といいます。)」により、**国、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定める者は、無線局の免許等関連手続について、書面による手続を廃止して、電子申請等により行わなければならないこととします。**
- ただし、総務省電波利用電子申請システムの故障等により電子申請等ができない場合は、書面申請等も可能とします。
- **完全デジタル化（電子申請・免許記録等のインターネット閲覧等）を進める**ことにより、**免許等の交付までの迅速化、利便性の向上等**が実現し、申請者・免許人等及び総務省の双方の**業務の更なる迅速化や効率化、コストの削減等が推進**されます。

【無線局の免許等関連手続の電子申請義務化のイメージ】



※すべての申請者・免許人等に電子申請等を御利用いただけるよう、引き続き、周知広報等の取組を実施。

2. 改正省令案の概要等

(1) 電子申請義務化の対象

- 国、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、改正法の施行日※から電子申請が義務化されます。

※改正法の公布日（令和7年4月25日）から起算して1年以内。令和8年4月を予定。

- 「包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるもの」として、書面申請の廃止による効率化効果等にかんがみ、既にその手続のほとんどを電子申請により行っており速やかに電子申請への完全対応が可能、また、多数の無線局を開設しており国の機関や独立行政法人と同様に他の事業者在先立ち積極的に電子申請に取り組むことが求められる、携帯電話事業者等※を対象と定めます。 ※携帯電話事業者、全国BWA事業者

(2) 電子申請義務化の今後について

- 今後、「総務省令で定める者」の範囲は、書面申請の廃止による行政機関の効率化効果等、デジタル技術の導入状況や、免許人の負担感・需要の程度などの変化を勘案して、その範囲は適時適切に判断していくこととしており、また、その対象を拡大するに当たっては、義務付けの対象となる免許人等が十分な準備期間を確保して計画的に電子申請への対応の準備等ができるよう、予め広く周知広報を実施する必要があります。
- これらのため、施行日から再免許の機会を捉えて丁寧に免許人にお知らせしていくことを念頭に、一般的な無線局の免許期間である最長5年の間において、特に一斉再免許※の機会も捉えて、段階的に義務化をしていくことが適当であると考えています。

※基幹放送局や携帯電話・全国BWAなどの特定の無線局に対して一定の期間ごとに行われる免許の更新手続であり、同一種別の無線局が同一時期に再免許手続を行うもの。再免許の手続きを一括で行えるようにすることで行政機関の業務の効率化が図られるとともに、対象の全ての事業者が同じタイミングで技術革新や社会的要請に応じた同一の免許条件による再免許を行うことから、制度の公平性と透明性を保つことができる。

- なお、「個人等（法人以外）」については、当分の間、電子申請を義務化しないこととしています。

※個人等（法人以外）については、いわゆる任意団体（例：自治会、町内会、マンション管理組合等）やアマチュア無線の社団局が含まれます。

（次ページに続く）

- これらを踏まえると、現時点での想定では、次のように進めていくことが考えられます。
- ①まず、基幹放送事業者（コミュニティ放送事業者等※を除く。）については、既に大半の手続を電子申請により行っており、一定の準備期間を置くことで電子申請への完全対応が可能、また、携帯電話事業者等と同様に、優先的に確保された電波を使用する公共性の高いサービスを実施しており、社会的影響力が特に大きく、他の事業者に率先して電子申請に取り組むことが求められることから、義務化の対象とすることが適当であると考えています。義務化の時期については、次の一斉再免許（現在の免許の有効期限：令和10年10月31日）までの機会を捉えて丁寧に免許人にお知らせすることにより、次の一斉再免許の申請から電子化の義務付け行う（令和10年5月1日以降）ことができる状況となるのではないかと考えられます。

※受信障害対策中継放送局を開設する者、臨時災害用放送局を開設する者

- ②次に、携帯電話事業者、基幹放送事業者以外の無線局に対して、電子申請の義務化の対象を拡大するに当たっては、申請者・免許人等に対する負担感・需要の観点から、電子申請に対応するための一時的なコスト増（対応コスト）※¹に対して、電子申請により得られるコスト削減効果※²が上回ることを示していくことが必要です。

※1 申請者・免許人等が、書面申請から電子申請に切り替えるには、PC、インターネット環境、セキュリティの確保などの利用環境の整備、GビズIDや商業登記等の電子証明書等の本人確認の電子認証やシステムアカウントの取得、従業員のシステムの使用方法・手順・操作方法の習熟や申請の準備等の電子申請を導入するための対応コストが必要となる。

※2 コスト削減効果として申請手数料が3割減となる。更に、いつでも・どこからでも申請ができる、ペーパーレス化による書類の管理コストや郵送代が削減できる、手数料が電子納付できる、入力チェック・入力支援機能・オンラインヘルプ機能等による記入漏れや入力誤りといったミスが防止でき総務省からの問い合わせ対応が減少する、総務省の申請処理状況が確認できるなどといった利便性の向上がある。

- これらの電子申請への対応コスト及びコスト削減効果（申請手数料の3割減）を試算し、比較をしたところ、現時点における試算では、法人において免許局・登録局を5局以上開設※している場合、コスト削減効果が対応コストを上回るとの試算結果が得られたところです。

※包括免許・包括登録については、開設局数を計上します。例えば、包括免許の開設局数2局、個別免許局1局開設、包括登録の開設局数2局の場合は「5局以上開設」の対象となります。

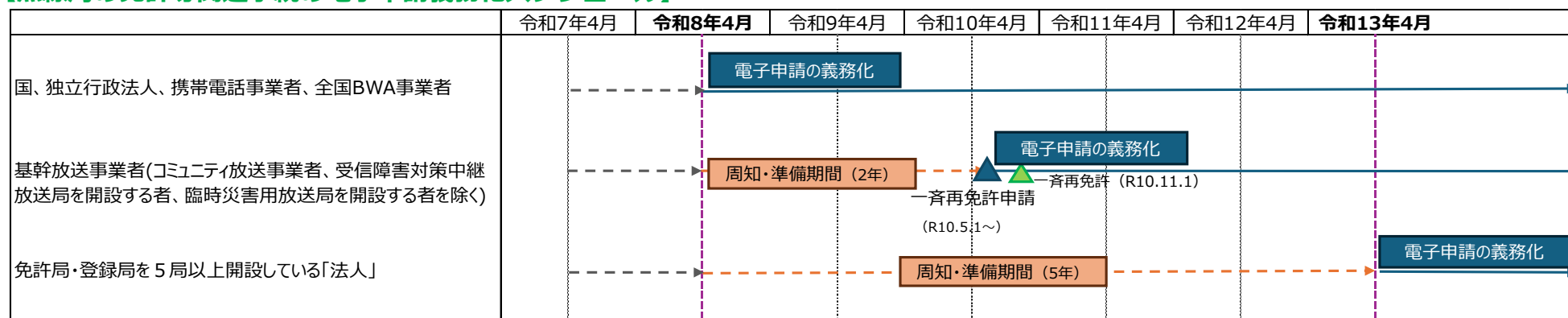
- なお、施行の5年後（令和13年4月1日）から免許局・登録局を5局以上開設している「法人」に義務づけをした場合には、現時点における試算では、電子申請率を約10%以上向上させることができ、書面申請が現状の約半分となると想定しています。

【参考】義務化直前の電子申請率（令和8年度～令和12年度の平均値）（想定）76.5%

⇒ 5局以上開設している法人を義務化した場合（令和13年度～令和17年度の平均値）（想定）85.9%（+9.6%）

- これらのことから、現時点の予測では、再免許の機会を捉え個別免許人に丁寧にお知らせしていくことを念頭に、免許局・登録局を5局以上開設している「法人」について、施行の5年後（令和13年4月1日）から義務づけを行うことができる状況となるのではないかと考えられます。

【無線局の免許等関連手続の電子申請義務化スケジュール】



(3) その他

- 電子申請をする場合の処分通知等は、総務省電波利用電子申請システムを利用した電子処分通知等によるものとします（令和9年4月から）。
- 電子申請をする場合、電子申請に係る委任状（申請者・免許人等が国の機関又は法人に限る。）は、総務省電波利用電子申請システムの委任管理機能を利用して作成した電子委任状（当該システムに登録された委任に係る電磁的記録）を使用するものとします（令和18年度末まで経過措置あり。）。

※総務省電波利用電子申請システム、商業登記等の電子証明書やGビズID等のシステム等の故障等及び仕様等など、申請者・免許人等の責めに帰することができない事由により電子申請等ができない場合を除きます。

- その他所要の規定の改正を行います。

3. (参考)参照条文等

○電波法（昭和25年法律第131号） ※電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）による改正後

（国の機関等による申請等の特例）

第102条の19 国の機関、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる手続については、当該各号に規定する規定において当該手続を書面等（書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）により行うこととされているかどうかにかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならない。

一 ～ 三十六 （略） ※免許の申請等の関連手続

2 前項の規定により行われた同項各号に掲げる手続は、総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に総務大臣に到達したものとみなす。

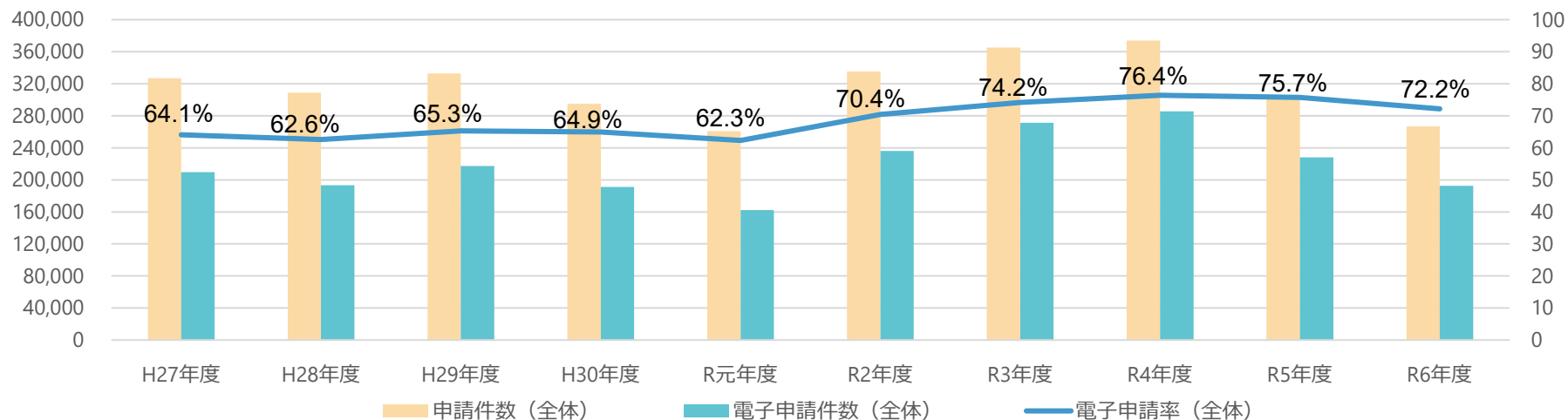
3 第一項の規定は、同項各号に掲げる手続を行おうとする者が総務省の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により当該手続を行うことができない場合には、適用しない。

4.（参考）無線局の免許等関連手続の電子申請の状況等

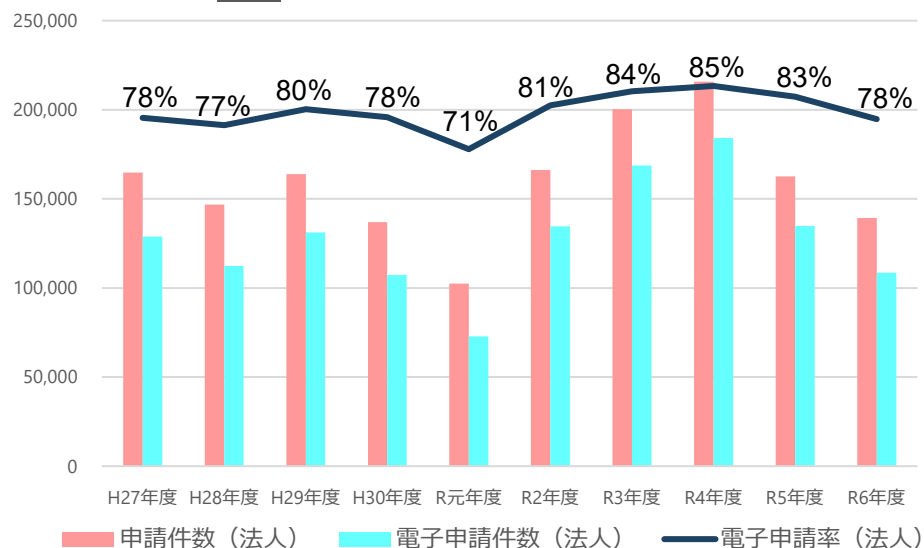
※免許、包括免許、登録、包括登録の主要3申請（新設申請、変更申請、再免許申請）

(1) 電子申請率の推移等（H27～R6年度）

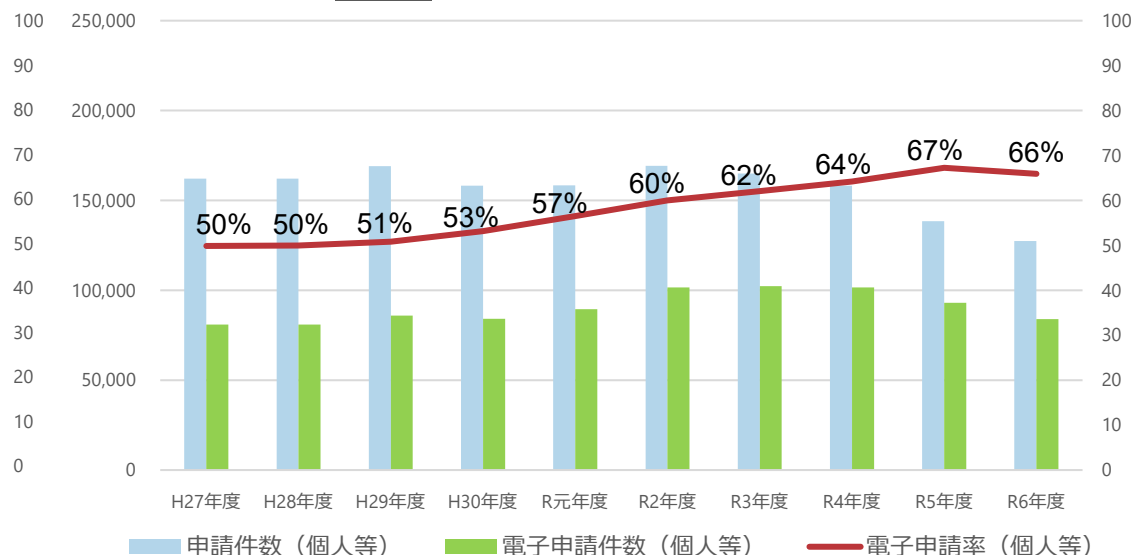
全体の申請件数及び電子申請率の推移



法人の申請件数及び電子申請率の推移



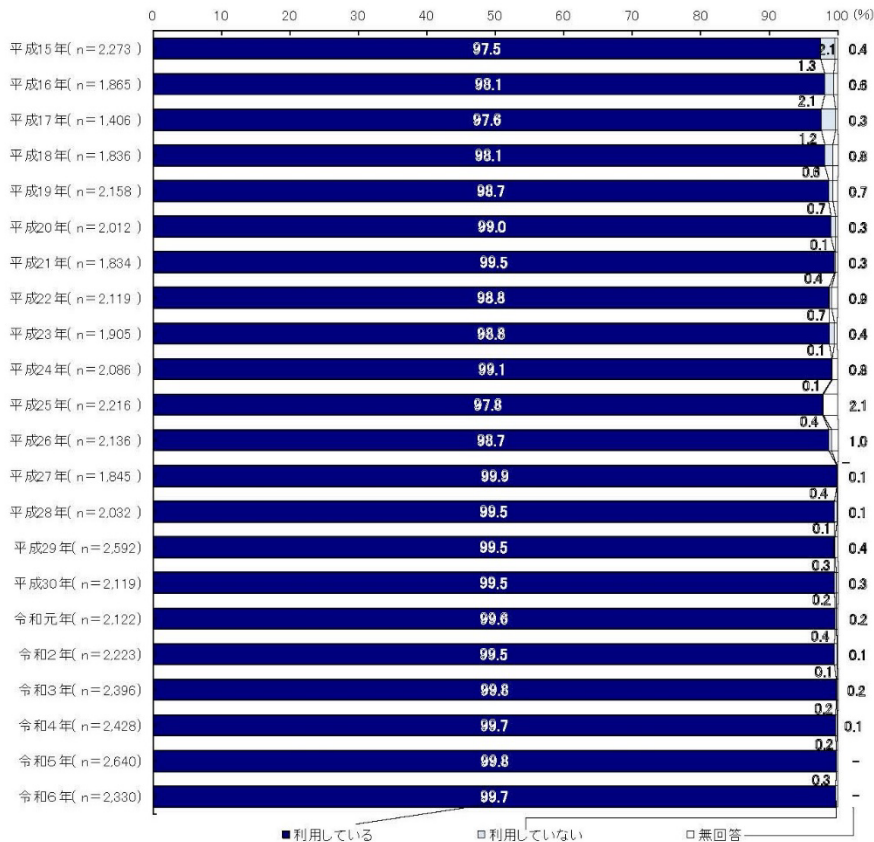
個人等の申請件数及び電子申請率の推移



5. (参考)インターネット利用状況（企業・個人）

・ 令和6年 企業（99.7%） 個人（85.6%）

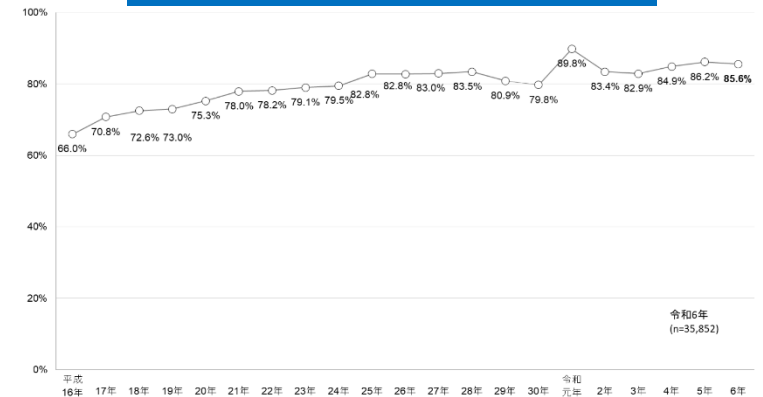
インターネット利用状況（企業）



※ 平成22年までは「全社的に利用している」と「一部の事業所又は部門で利用している」を「利用している」、
「利用していないが、今後利用予定がある」と「利用していないし、今後也不需要い」を「利用していない」として再集計した

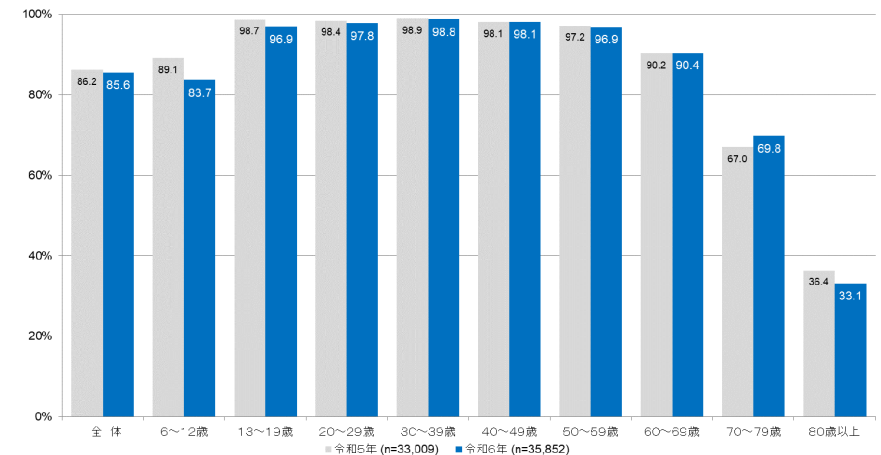
出典：令和6年通信利用動向調査報告書（企業編）調査結果の概要 1ページ
(https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/pdf/HR202400_002.pdf)

インターネット利用状況（個人）



(注) 令和元年調査については調査票の返しが一部割合と異なっていたため、経年比較に関しては注意が必要。

出典：令和6年通信利用動向調査の結果 別紙2 4ページ
(https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/250530_1.pdf)



出典：令和6年通信利用動向調査の結果 別紙1 3ページ
(https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/250530_1.pdf)

6.（参考）電子申請が義務化される手続（電波法第102条の19第1項に規定）

（1/3ページ）

	対象条項（電波法）	（参考）主な手続
1	第6条第1項から第7項までの規定による免許の申請	- 無線局の免許申請 - 無線局再免許申請
2	第8条第2項の規定による期限の延長の申請	工事落成期限の延長の申請
3	第9条第1項の規定による許可の申請	予備免許中の工事設計の変更の申請
4	第9条第2項の規定による変更の届出	予備免許中の工事設計等の変更の届出
5	第9条第4項の規定による許可の申請	予備免許中の通信相手、通信事項、放送事項等の変更の申請
6	第9条第5項の規定による変更の届出	- 予備免許中の工事設計等の変更の届出 - 事業計画の変更の届出
7	第10条第1項の規定による落成の届出（同条第二項の書類の提出を含む。）	- 無線局の工事落成届 - 落成後の検査の一部省略のための無線設備等の点検実施報告
8	第14条の2の規定による書面の交付の請求	免許事項証明書の交付請求（参考：免許記録の閲覧請求※）
9	第16条第1項の規定による運用開始の届出	無線局の運用開始の届出
10	第16条第2項の規定による休止期間又はその変更の届出	無線局の運用休止、休止期間変更の届出（無線局の運用開始の届出）
11	第17条第1項の規定による許可の申請	- 無線局の目的変更の申請 - 無線局設備の設置場所、移動範囲、通信事項、放送事項等の変更の申請（通信の相手方の変更含む） - 無線設備変更工事等の許可又は届出
12	第17条第2項の規定による変更の届出	- 役員及び議決権割合に関する事項（無線設備変更工事等の許可又は届出） - 事業計画の変更の届出
13	第18条第2項の規定による書類の提出	変更検査の一部省略のための無線設備等の点検実施報告

※リンク先は「総務省電波利用電子申請」の[各種申請届出一覧](#)です。

※免許記録の閲覧請求（免許規則第21条の4）

	対象条項（電波法）	（参考）主な手続
14	第19条の規定による変更の申請	・ 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許可時間の指定の変更の申請 ・ 予備免許中の識別信号、電波の型式等の指定の変更の申請
15	第20条第2項から第5項まで（これらの規定を同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による許可の申請	・ 合併等による免許人の地位の承継の申請 ・ 合併等による予備免許を受けた者の地位の承継の申請 ・ 譲渡による免許人の地位の承継の申請 ・ 譲渡による予備免許を受けた者の地位の承継の申請 ・ 地上基幹放送の業務の譲渡による免許人の地位の承継の申請 ・ 地上基幹放送の業務の譲渡による予備免許を受けた者の地位の承継の申請 ・ 合併等による包括免許人の地位の承継の申請 ・ 譲渡による包括免許人の地位の承継の申請
16	第20条第9項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定による承継の届出	・ 相続等による免許人の地位の承継の届出 ・ 相続等による予備免許を受けた者の地位の承継の届出 ・ 相続等による包括免許人の地位の承継の届出
17	第21条第2項の規定による変更の届出	・ 免許記録の変更の届出 ・ （移動する無線局の常置場所等の変更の届出） ※免許記録の変更が生じる場合は以下も対象 ・ （船舶局、航空機局又は航空機地球局の申請書記載事項変更の届出） ・ （船舶地球局等の所有者又は主たる停泊港若しくは定置場の変更の届出）
18	第22条の規定による廃止の届出	・ 無線局の廃止の届出
19	第27条の3の規定による免許の申請	・ 特定無線局の免許申請 ・ 特定無線局再免許申請
20	第27条の6第2項の規定による運用の開始の届出（※第1号包括免許人）	・ 特定無線局の運用開始の届出
21	第27条の6第3項の規定による開設若しくは変更又は廃止の届出（※第2号包括免許人）	・ 特定無線局開設届、開設局変更届、開設局廃止届（携帯電話基地局等）

	対象条項（電波法）	（参考）主な手続
22	第27条の8第1項の規定による許可の申請	・ 通信の相手方の変更、異なる無線設備の工事設計の申請 （特定無線局の目的変更含む）
23	第27条の9の規定による変更の申請	・ 特定無線局の指定の変更の申請
24	第27条の10第1項の規定による廃止の届出	・ 特定無線局の廃止の届出
25	第27条の21の規定による登録の申請	・ 無線局の登録の申請 ・ 無線局の再登録の申請
26	第27条の23の規定による書面の交付の請求	・ 登録事項証明書の交付請求 （参考： 登録記録の閲覧請求 ※）
27	第27条の26第1項の規定による変更登録の申請	・ 変更登録の申請
28	第27条の26第4項の規定による変更の届出	・ 変更登録の届出
29	第27条の27第2項（第27条の37第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による承継の届出	・ 登録人の地位の承継の届出
30	第27条の29第1項の規定による廃止の届出	・ 登録局の廃止の届出
31	第27条の32の規定による登録の申請	・ 無線局の包括登録の申請 ・ 無線局の包括登録の再登録の申請
32	第27条の33第1項の規定による変更登録の申請	・ 包括登録の変更登録の申請
33	第27条の33第4項の規定による変更の届出	・ 包括登録の変更登録の届出
34	第27条の34の規定による開設の届出	・ 包括登録に係る無線局の開設の届出
35	第27条の35の規定による変更の届出	・ 包括登録に係る無線局の変更の届出
36	第73条第3項又は第4項の規定による証明書又は書類の提出	・ 定期検査の省略のための無線設備等の検査実施報告 ・ 定期検査の一部省略のための無線設備等の点検実施報告

※リンク先は「総務省電波利用電子申請」の[各種申請届出一覧](#)です。

※登録記録の閲覧請求（免許規則第25条の21の4）